

参加者による中間時検証及び改良等

作成年月日：2026年5月18日
作 成 者：（一社）全国いか釣り漁業協会 平野智巳

＜基本情報＞

協定の情報	協定の名称	あかいかに関するいか釣り漁業の資源管理協定		
	対象の水域	いか釣り漁業の許可に係る操業区域		
	対象の水産資源	あかいか（資源管理基本方針別紙3-35）		
	対象の漁業	いか釣り漁業		
	協定の有効期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで		
検証の日程等	中間時検証（有効期間の2分の1）	終了時検証		備考
	令和8年度	令和10年度		

＜取組の概要と評価（対象の水産資源ごとに作成）＞

対象の水産資源名		あかいか（北太平洋漁業資源保存条約海域）（資源管理基本方針別紙3-35）						
対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和6年度)		北太平洋漁業委員会（以下「NPFC」と表記）の統計によれば、対象水産資源の2024年の世界の漁獲量は20,325トンであり、その主な内訳は、中国15,842トン（78%）、日本4,458トン（22%）である。 農林水産省漁業・養殖業生産統計によれば、2024年の国内総漁獲量は4,727トン（※上記NPFC統計との差は、集計の方法などによるものと考えられる）であり、このうち「沖合いか釣り漁業」（実質的に本協定参加漁船）による漁獲量は4,668トン（99%）である。						
資源管理の目標及び取組内容	資源管理の目標	NPFCでの合意等に従い、資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保できる資源水準の値とする。						
	協定の取組内容及びその目的	我が国のアカイカ（寿命1年）を対象とする操業は、主に秋生まれ群を対象に、4月から9月末頃まで北太平洋中央部にて実施されるが、同資源は現在資源の状態が低位であるとされているため、その未成熟魚を保護することを目的に、以下の取組を行う。 一 総トン数200トン未満の漁船（旧中型船）については、4月17日～25日に在港休漁を行う。（上記9日間の在港休漁期間に加え、漁場までの航海日数である約5日間を加味すると、実質的な休漁期間は14日間となる。） 二 総トン数200トン以上の漁船（旧大型船）については、4月1日～9日に在港休漁を行う。（上記9日間の在港休漁期間に加え、漁場までの航海日数である約5日間を加味すると、実質的な休漁期間は14日間となる。） なお、旧中型船と旧大型船で取組内容に差があるのは、旧大型船は、アカイカ以外のイカ類を獲るため外国EEZに入漁することもあることから、早めに出港できるよう休漁期間を設定しているためである。						
	その他の管理措置	許可の条件にて、以下が規定されている。 ・操業禁止水域の設定（金華山以南の太平洋側沿海、（毎年3月1日から4月30日までの間）北緯20度以北かつ東経169度59分44秒以西の海域等） ・特定水域内における水中集魚灯の使用禁止 ・集魚灯の定格消費電力制限（250kW以下） ・自動いか釣り機の設置台数制限（34台以下） なお、NPFCにおいては、アカイカを対象とする漁船の許可隻数の増加を抑制する措置が合意されているものの、資源評価も完了しておらず、それ以外の具体的な管理措置は合意されていない。						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	備考
	旧中型船							(※1)いずれの年も全参加者が休漁期間後（4月26日以降）に出漁。 (※2)アカイカ出漁隻数は年々増加しているが、許認可隻数は増加していない。 (※3)旧中型船・旧大型船ともに4月1日からの休漁日数（実績は周年休漁船を除く本協定参加漁船1隻当たりの平均休漁日数）を記載。
	履行状況(※1)	-	○	○	○			
	参加隻数(※2)	隻	24	26	28			
	取組内容	日	9	9	9			
	取組実績(※3)	日	49	41	39			
	旧大型船							
	履行状況		○	○	○			
	参加隻数	隻	1	1	1			
	取組内容	日	9	9	9			
取組実績(※3)	日	30	16	14				
資源状況	NPFCにおいては現時点で未評価であり資源状況は不明であるが、アカイカは資源評価の優先対象種に指定されており、2024年にアカイカ小科学委員会が設置され、2027年には資源調査・評価が実施される予定である。 国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「水産機構」という。）の流し網調査のCPU Eに基づくアカイカ（北太平洋）資源の評価は次のとおりであるが、調査水域（北太平洋東経域）は本協定参加漁船の主たる漁場（北太平洋西経域）と異なること、また、対象の水産資源は本協定参加漁船以外の漁船（中国船等）によっても漁獲されていることから、本協定の取組の効果を反映しているものではない点に留意する必要がある。							
			令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	秋生まれ群		資源水準は低位。 資源動向は減少傾向。		資源水準は低位。 資源動向は減少傾向。		資源水準は低位。 資源動向は減少傾向。	
	冬春生まれ群		資源水準は低位。		資源水準は中位。		資源水準は高位。	

	資源動向は横ばい。	資源動向は増加傾向。	資源動向は増加傾向。
--	-----------	------------	------------

水産機構による資源評価結果によると、秋生まれ群の資源水準は低位、資源動向は減少傾向とされているが、近年、流し網調査のCPUEは横ばい傾向を示しつつある。

冬春生まれ群の資源水準は高位、資源動向は増加傾向であり、流し網調査のCPUEも増加傾向にある。

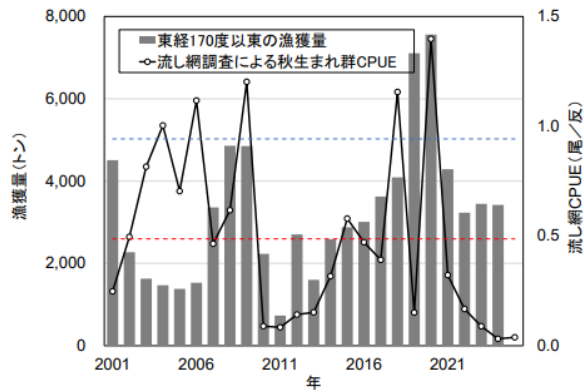


図5. 夏季流し網調査によるアカイカ秋生まれ群 CPUE と東経 170 度以東海域における我が国のアカイカ漁獲量の推移

(2001～2025 年、漁獲量は 2024 年まで)
破線は 2001～2025 年の調査流し網の CPUE の最低値と最高値の差を 3 等分した水準を示している。赤色破線以下は低位、青色破線以上は高位、赤色破線と青色破線の間を中位と判断。

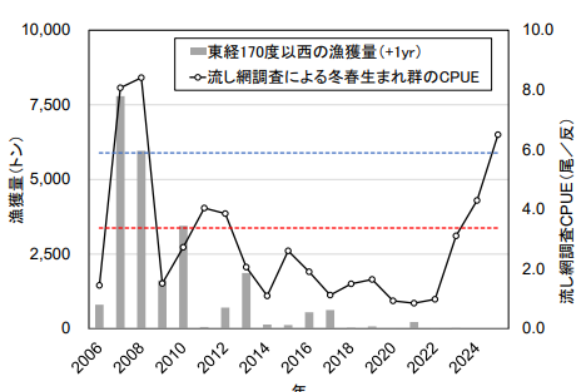
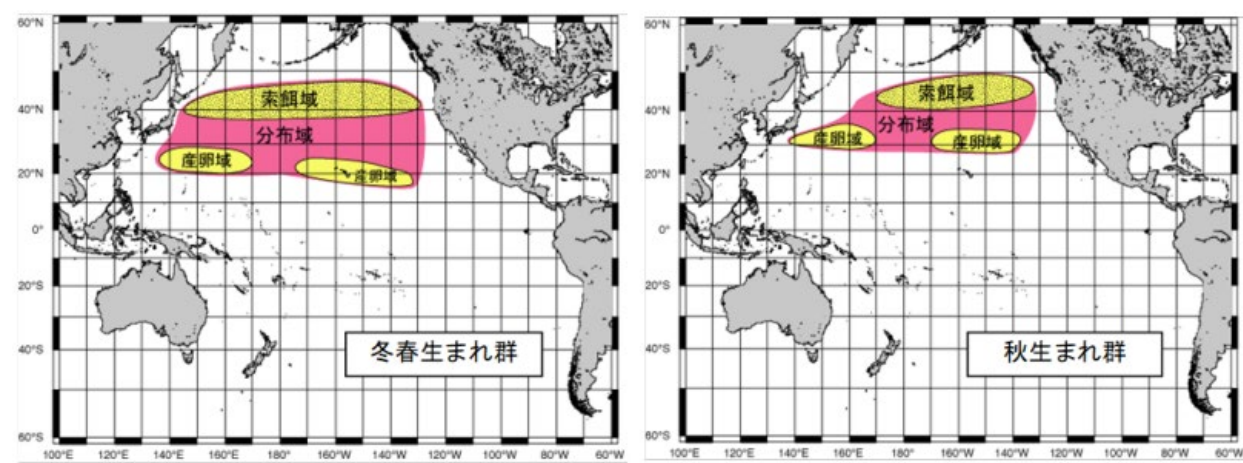


図 6. 夏季流し網調査によるアカイカ冬春生まれ群 CPUE と東経 170 度以西海域における我が国のアカイカ漁獲量の推移 (2006～2025 年、漁獲量は 2024 年まで)

破線は 2006～2025 年の調査流し網の CPUE の最低値と最高値の差を 3 等分した水準を示している。赤色破線以下は低位、青色破線以上は高位、赤色破線と青色破線の間を中位と判断。なお、流し網調査は 6～8 月、我が国の漁獲は 1～3 月と年が異なっているため、流し網調査の年に漁獲量 (棒グラフ) を合わせている (+1yr)。

「令和 7 年度国際漁業資源の現況 アカイカ 北太平洋」より抜粋



アカイカ冬春生まれ群と秋生まれ群の分布域（漁場は索餌域に形成される）

「令和 7 年度国際漁業資源の現況 アカイカ 北太平洋」より抜粋

取組の評価	取組の効果があり継続する
	資源管理の目標は、N P F C での合意等に従うこととしているが、現状、アカイカを対象とする漁船の許可隻数の増加を抑制する措置以外の合意等がない。本協定参加漁船は、主に北太平洋西経域の「秋生まれ群」を漁獲対象としているが、このような中で、予防的に、未成熟な「秋生まれ群」を保護するため、4 月に在港休漁を行っている。
	現在、秋生まれ群については、流し網調査のCPUE が近年横ばい傾向にあり、冬春生まれ群の資源水準は高位、資源動向は増加傾向であり、流し網調査のCPUE も増加傾向にある。水産機構からも、「N P F C での資源評価が完了していない現段階においては、資源に対する禁漁の効果を科学的に示すことはできませんが、資源状態が不明な現状においては、予防的な取組であると考えられます。」とのコメントをいただいており、引き続き現行の取組を継続しつつ、資源動向を注視していく必要がある。
取組の改良点等	なし

＜資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等＞

判定	取組の効果が継続する
検証内容	同上

※以下、該当する場合に作成

＜資源管理協議会等による検証を受けての対応＞

記載年月日：2026年6月5日

対応	旧中型船について、取組内容と取組実績との乖離が小さくなるよう、取組内容の改良が提案されたことを受け、下記のとおり改良することとする。 なお、休漁期間に、造船所等において検査、整備、修繕等を実施したり、出漁に向けた燃料等の補給等のために根拠地以外の港に寄港したりすることもあるため、回航の期間も含め、これらの期間を在港休漁期間に含む旨の注を加える。 記 ＜現 行＞ 一 総トン数200トン未満の漁船（旧中型船）については、4月17日～25日に在港休漁を行う。（上記9日間の在港休漁期間に加え、漁場までの航海日数である約5日間を加味すると、実質的な休漁期間は14日間となる。） 二 総トン数200トン以上の漁船（旧大型船）については、4月1日～9日に在港休漁を行う。（上記9日間の在港休漁期間に加え、漁場までの航海日数である約5日間を加味すると、実質的な休漁期間は14日間となる。） ＜改良後＞（下線は変更部分） 一 総トン数200トン未満の漁船（旧中型船）については、4月1日～25日に在港休漁を行う。（上記25日間の在港休漁期間に加え、漁場までの航海日数である約5日間を加味すると、実質的な休漁期間は30日間となる。） 二 総トン数200トン以上の漁船（旧大型船）については、4月1日～9日に在港休漁を行う。（上記9日間の在港休漁期間に加え、漁場までの航海日数である約5日間を加味すると、実質的な休漁期間は14日間となる。） （注）在港休漁期間には、造船所等において検査、整備、修繕等を実施している期間、出漁に向けた燃料等の補給等のために根拠地以外の港に寄港している期間及びこれらの根拠地以外の場所に回航している期間を含む。
----	--

資源管理協議会等による中間時検証（案）

＜資源管理協議会等による検証＞

記載年月日：2026年5月20日

判定	取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい
検証内容	当該協定が対象とする資源について、現時点において、N P F Cでは資源評価が完了しておらず、目標として掲げる「資源の長期的な保存及び持続的な利用を確保できる資源水準の値」は不明である。加えて、N P F Cにおける保存管理措置は、「アカイカを対象とする漁船の許可隻数の増加を抑制する」という措置以外の合意等がない。 このような状況下において、予防的に、本資源の秋生まれ群の未成熟魚の保護を目的として協定の取組を実践していることから、資源管理の効果はあり、資源管理の目標の達成の見込みがないとは認められない。 一方で、特に秋生まれ群について、その資源水準が低位でその動向は減少傾向にあると評価されていることを踏まえると、引き続き、資源評価結果等を見ながら取組内容を検討する必要がある。また、旧中型船（総トン数200トン未満の漁船）について、現在、取組内容の4月17日から25日までの在港休漁ではなく4月1日から25日以降までの在港休漁を行っているとのことであり、取組内容と取組実績の間に4～5倍の乖離があることから、取組内容の改良が望ましいと認められる。 以上から、「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」と判定する。 ＜改良又は変更の方向性等＞ ・旧中型船について、取組内容と取組実績との乖離が小さくなるよう、取組内容の改良を提案する。